

06 【チェックリスト番号⑥】 財務諸表等（法人）

○直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 1 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものとすること。
- 2 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。
- 3 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
- 4 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
- 5 直前3年の各事業年度の収支がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付すること。